

# 学校法人東京国際学園 東京国際福祉専門学校

## 平成26度自己点検・自己評価報告書

### 基準1 教育理念・目的・育成人材像

東京国際福祉専門学校は、東京都新宿区に位置し、平成8年(1996)年4月、設置者である学校法人東京国際学園の理念「心に響き、刻まれ、そして心を豊かにする教育を通して、自身の人格陶冶に努めるとともに、国際感覚溢れた個性ある人材を育成し、互いに進歩し続ける学園をめざす」を建学の精神として、設立された私立の専門学校である。設置の根拠を、学校教育法第82条の4第4項に置き、2年の専門課程修了者には専門士の称号が付与される。

設置学科は、介護福祉科及び子育て支援学科で、修業年限は、いずれも2年である。

介護福祉科は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条2に規定される介護福祉士の養成を行うため、同法第39条1により厚生労働大臣の指定を受けた介護福祉士養成施設である。

また、子育て支援学科は、児童福祉法第18条4に規定される保育士の養成を行うため、同法第18条6第1項により厚生労働大臣の指定を受けた保育士養成施設である。平成25年(2013)年12月1日現在、学生数は103名である。

本校は、建学の精神及び学校教育法の規定に基づき、教育理念・目的・育成人材像等を明確に定めている。

教育理念は、「21世紀の福祉社会に向けて新しい価値観を持ち、チームケアを実践できる人材を育成する。」であり、①教育を通じ、自己の確立を支援し、社会の中での個人の責任を認識し、かつ、的確に行動できる豊かな人間性を養う。②福祉の専門職として、自己責任を全うするために必要とされる知識と技術を修得させるとともに、他者との共感を可能とする対話能力を養成し、福祉現場において信頼関係を築き、以ってチームケアの推進に貢献できる人材の育成を目指している。

育成人材像としては、教育理念を踏まえ、さらに、福祉業界の要請、文部科学省の方針も加味し、福祉の専門職として即戦力になり得る人材を理想としている。すなわち、「福祉の技術、福祉の知識、福祉の心を持った福祉スペシャリスト」の育成である。

教育理念を実現し、目指す人材の育成が本校の教育目的である。

以上のような教育理念を実践し、育成人材像の実現を図るため、本校は、法人のガバナンスの確立、教育環境の整備、教職員の意識変革、カリキュラムの充実、学生指導・相談体制の完備、卒業生・実習先・就職先等からの意見要望の聴取などあらゆる分野の改革・充実に全学を挙げて取り組んでいる。具体的には、「基準2」以降の記述にある通り。

さらに、本校は、入学者の対象を旧来の、主として高等学校を新規卒業した学生だけでなく、社会人にも広く門戸を開く方針を打ち出している。すなわち、平成 21 年 4 月からの厚生労働省の緊急人材育成支援事業(基金訓練)及びそれに続く平成 23 年 10 月開始の求職者支援制度に対し、他の福祉分野の専門学校に先駆けて参入し、再就職を目指す社会人に職業訓練の機会を提供している。学科によっては、毎年、募集定員の 3 倍を超える応募があり、本校の教育内容が再就職を目指す多くの方々の支持を受けている証左であると考えている。

本校の特色を具体的に示せば次のとおり。

- ①毎月開催される全教職員会議に校長、福祉担当理事が出席し、本校の教育理念、法人のガバナンスの確立を徹底させている。
- ②全教職員会議において、介護福祉科、子育て支援学科及び事務局(学務・教務)が、学生の状況、授業内容、教育環境、学校の年間計画、専門学校を取り巻く諸情勢等を議論共有し、全学で統一された思想・行動様式で教育を行っている。
- ③非常勤教員についても、講師全体会を開催し、本校の教育理念等を説明し、周知している。
- ④特別講師として卒業生を招聘し、現場で必要とされる福祉の技術・知識・心とはどういうものか、それらを修得するため、在学中は、どのように学んだかを教授してもらっている。
- ⑤専門学校の使命は、自立した職業人の育成である。そのため本校は、常に実習先と連携をとり、福祉現場の人材育成に対する要望に耳を傾けている。

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成 23 年 1 月 31 日 中央教育審議会答申)」、「教育振興基本計画(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)」及び「職業実践専門課程」の創設について(平成 25 年 7 月 12 日 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)における提言等を踏まえ、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成 25 年文部科学大臣告示)」が平成 25 年 8 月 30 日に公布・施行された。これにより、平成 26 年度(2014 年度)に「職業実践専門課程」が創設されることとなった。

本校は、このような流れを受け、学校運営、教育活動、教育環境などについて自己点検自己評価を行うため学校評価特別委員会を校内に設置し、全学を挙げて取り組んでいる。また、平成 25 年 12 月、学校関係者評価委員会を設置して産業界、地域福祉団体、公的機関、卒業生等からの意見、要望、提言等の聴取を行っている。

なお、自己点検・自己評価報告書及び学校関係者評価委員会報告書を本校のホームページに公開している。

## 基準2 学校経営

### 1 運営方針

本校は開設以来、学校教育法の規定や本校教育理念に基づき、学校運営を行ってきた。さらに、昨今の専門学校在り方を巡る中央教育審議会、文部科学省等の動きを踏まえて、学校運営の目標を時代の要諦に応じた内容に改革すべく取り組んでいる。

具体的には、

- ①関係業界、地域福祉団体、卒業生等の意見・要望を取り入れた育成人材像、教育課程等の見直しを行う。
- ②今まで以上に職業教育を徹底強化し、単に国家資格取得レベルに満足することなく、企業の求める有為な人材の輩出を目指す。そのために、実習・演習の授業の強化を図り、きめ細かい社会人教育・人格教育を実施する。
- ③従来、専門学校は高校新卒者を主な入学者としていたが、求職者への再就職支援、社会人を対象としたリカレント教育(再教育、生涯教育)の重要性が指摘されている。本校は、平成21年4月からの厚生労働省の緊急人材育成支援事業(基金訓練)及びそれに続く平成23年10月開始の求職者支援制度に対し、他の福祉分野の専門学校に先駆けて参入し、再就職を目指す社会人に職業訓練の機会を提供している。
- ④経済、文化のグローバル化が進んでいる現在、雇用、職業教育の面でもその潮流が顕著になりつつある。国は、国際交流推進、経済活性化の一環として留学生の受け入れを表明している(「日本再生戦略」平成24年7月閣議決定)。具体的な取組みの一つとして、外国人の技能実習制度を改正する動きがある。受け入れ期間を現行の3年から5年へ、現在は認められていない介護職も対象職種に加えるというもの。

本校を運営する学校法人東京国際学園は、本校のほかに東京外語専門学校を運営しており、日本語を学んでいる留学生が多い。この本学園の特性を技能実習制度に活かした新たな展開ができないものか、模索している。

以上のような学校運営の基本方針の下に、本校の描く育成人材像を実現するための教育課程、教員配置、学生指導、危機管理などを規則等で明確化している。

運営方針は、年度ごとの事業計画において詳細化している。運営方針は、理事長から全教職員全体会議において周知しており、非常勤講師に対しても、毎年3月に開催する講師会で説明、周知を図っている。また、理念等に沿った学校運営ができているかどうか、定期的に点検している。

## 2 事業計画

理念等を達成するための事業計画を定めており、3年から5年単位の中長期事業計画のほか、年次事業計画を策定し、社会の動きに即応した臨機応変の学校運営を目指している。

事業計画は、まず、法人全体の計画を理事会で決定し、次に、学務・教務の事務局、教育部（介護福祉科・子育て支援学科）ごとに原案を作成し、理事会において調整決定している。

事業計画策定のポイントは、教育理念・運営方針との整合性、法令とのかい離がないか、最新の関連業界の動き、学生の志向を取り入れたものかどうかなど、諸般の状況に対し柔軟に対応するよう心掛けている。各部署の目標を明確にし、実現のためのマニュアルを作成している。

## 3 運営組織

本校の設置法人（学校法人東京国際学園）は、二つの専門学校を経営しているが、2校は、常に、学校法人として有機的に連携しながら、補完し合っている。理事の中に、両校に精通している者を必ず置いている。また、事務職員も、できるだけ人事交流を行うよう心掛けている。理事会においては、すべての理事が、両校の実態・課題等について把握できているようにしている。

## 4 学校運営のための組織整備

学校運営は、学校教育法等の関係法令、設置法人の寄付行為を基本としており学校運営のための規則規程等の整備を進めながら行っている。

設置法人の理事会を最高決定機関として、学校運営に関する重要事項の審議を行っている。理事会の決定事項を理事長の名において、教職員への周知、学生・保護者への連絡、必要に応じて、関連業界等への説明を行っている。

規則規程等の改定とその手続きの明確化を遅滞なく実施している。事務職員の研修は、事務処理能力の向上のみならず、理事会と教員の間での調整機能の向上について研修に機会をとらえて実施している。

## 5 人事・給与制度

教職員採用は、中長期事業計画に沿っており採用基準・手続きは適切に行われている。特に、教員の採用は、関係業界において現場の経験があり、専門性と人間性に優れた人材の確保を心掛けている。採用した教職員は適材適所に配置している。採用後の校内・校外の研修に力を入れている。

給与の支払いは、就業規則・給与規程等に基づき適切に行われている。昇任・昇給は、規則・規程等に基づき適切に行われている。人事考課制度は、運営方針や組織目標等に基づき適切に行われている。

## 6 意思決定システム

意思決定の最高機関である理事会の決定事項は、できるだけ速やかに全教職員に周知徹底すべく手段、役割分担などを規定で定めている。学校運営の全般にわたる諸案の決定を行うための権限・役割分担について、規程等で明確にしている。具体的には、学務教務の事務局内の会議、各学科内会議、毎月開催される教職員合同会議に、理事長・福祉担当理事が出席し周知を図っている。

## 7 情報システム

本校は、2学科、2年制、全4クラスの小規模校のため、完全な情報システム化を構築するというメリットは少ない。しかし、業務の効率化に資する情報システム化の必要性は認識しているので、費用対効果も勘案しながら進めている。

# 基準 3 教育活動

## 1 教育理念等に沿った教育課程

教育活動とは、学校の教育理念を実現し、育成人材像として定めた人材を育成するための諸活動であり、教育課程の編成、教育到達レベルの設定、成績評価基準の設定、職業実践教育の視点に立った関係業界との連携方法、教職員確保ルートの確保策、教職員研修の実施計画策定、国家試験・資格取得対策等が含まれる。

教育課程の中でも、職業教育に関しては、知識、技能、能力、福祉の心を育てる教育を徹底すべく、特に力を入れている。さらに、福祉の心を持つだけでなく、人間としての優しさ、社会人としての常識を兼ね備えた人格教育に力を入れている。

実習先・就職先等の企業を始め関係業界と常に連携を取り、専門学校に求められている実務上の知識・技術・技能を把握して教育課程の編成方針、実施方針を決定している。

本校は、実習に重点を置いた教育を行っている。そのため、1回1回の実習において、100%成果を得るため、徹底した事前学習と実習期間中の教員による巡回指導を徹底的に実施している。また、資格・免許の取得をめざす学科については、取得の異議及び取得指導・支援体制を明確にしている。

## 2 カリキュラムの編成

本校は、社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条2に規定される介護福祉士の養成を行うため、同法第 39 条 1 により厚生労働大臣の指定を受けた介護福祉士養成施設及び児童福祉

法第 18 条4に規定される保育士の養成を行うため、同法第 18 条6第 1 項により厚生労働大臣の指定を受けた保育士養成施設である。そのため、法令に定められているカリキュラム(必要科目及び履修時間数)は全て満たしている。さらに、学校の教育理念を実現し、育成人材像として定めた人材を育成するため、可能な限り必要不可欠な科目の履修を図っている。

### 3 関係業界の企業・施設・団体等との連携によるカリキュラムの策定・見直し

本校は、これからの専門学校のあるあり方として、職業実践教育の大切さ、そのため関係業界の企業・施設・団体等との連携の必要性を認識している。教育課程の基本であるカリキュラムの編成についても、関係者の方々の意見・要望を伺う場、具体的には、学校関係者の方々による教育課程編成委員会を設置している。

### 4 授業評価の実施・評価体制

授業評価の方法として3つが挙げられる。すなわち、理事・教職員による評価、学生による評価、外部関係者による評価である。

理事・教職員による評価については、まず、所属する学科において、教員相互に評価を行い、必要に応じて、授業視察等も行っている。また、校長、福祉担当理事出席の合同ミーティングにおいて、全教職員による多角的な授業評価を実施している。

学生による評価として、全学生を対象に、全履修科目についてアンケート調査を実施している。各段階における評価、アンケート調査結果等は、関係教職員へ伝え、授業内容等への改善へ役立てている。

外部関係者による評価に関しては、学校関係者評価委員会において教育課程全般について評価していただいているが、今後は特に、カリキュラム・シラバス等を資料として配布しながら、授業に関する評価をいただきたいと考えている。

### 5 成績評価・単位認定の基準

教育活動が学校の教育理念を実現し、育成人材像として定めた人材が育っているかの検証は、学校経営にとって大事なポイントである。そのことを端的に把握できるのが、成績評価と言える。

志を立てて入学してきた学生たちを公正・公平、かつ、客観的に評価する、学校教育において最も大事な作業の一つである。福祉の知識・福祉の技術・福祉の心を持った専門職としての技量を多角的に評価する、さらには、社会人として、人格者としての側面も合わせ育成人材像として定めた人材であるか、見極めた評価が必要と認識している。

成績評価は、科目ごとに行われる。したがって、全教員の間で共通の基準の下で評価す入なければならない。本校は、学則及び成績評価基準により適正な成績評価を行っている。非常勤講師に対しても、全講師会等において、校長・福祉担当理事により周知を図っている。

学生に対しては、クラス担当教員・学科担当教員・講師から授業開始当初に説明している。

単位認定の基準は、法令に基いて策定し、適正に順守している。学生に対しても、説明し、周知を図っている。

## 6 資格試験の指導体制

本校は、介護福祉士養成施設及び保育士養成施設であり、現在は、卒業と同時にそれぞれの国家資格を取得できる。各学科の最低限の目標は、卒業し、それぞれの国家資格を取得することである。

但し、介護福祉士資格については、近い将来、卒業後、国家試験を受験し合格しなければ取得できなくなる予定である。そのため、該当する入学者が出た段階で、授業科目、授業内容等の見直し検討を視野に入れた準備を行っている。

具体的な取組として、介護福祉士2年生に対して、全国規模の国家試験模擬試験、卒業時の全国共通試験を実施し、少なくとも、介護福祉士国家試験レベル以上の実力の取得を課している。幸い、2013年(平成25年)12月実施の中央法規出版主催「全国統一試験介護福祉士国家試験模擬試験」において、参加校361校(大学及び専門学校)にうち第4位の好成績を修めることができた。

2014年(平成26年)4月入学生から、卒業時に取得できる資格は、介護福祉士国家試験受験資格となる。それに伴い、本校の目標は、在学中の介護福祉士国家試験合格である。そのため、以前にも増して指導を強化している。特に、全体として苦手な分野の克服については、基礎学力のかさ上げ、国家試験(過去問題・予想問題)の反復練習等に力を入れている。

将来、不合格で卒業した学生のための支援体制についても、検討していく。

## 7 教員の確保

授業科目を担当する教員に必要な資格、能力・資質等を文書で明確に定めている。教員の知識技術、技能レベルが、関連業界の求めるレベルに適合しているか、関連業界の方々の意見を聴取しながら検証している。

また、教員採用手続は、規程で明確に定めており、運用も適切に行っている。教員は、専任・兼任(非常勤)の配分について設置基準に基づき適切に採用している。さらに、教員一人当たりの授業時数などを考慮し、人事配置を行っている。

教員の資質向上のための研修計画を定め、適切に運用している。関連業界等で実務経験のある教員でも、一定期間経過すると、専門性が陳腐化することもあり得る。そのため本校は、関連業界等との連携による教員の研修・研究に取り組んでいる。

また、教員の教授力向上のため、基礎的な研修の実施に加え、授業観察を行うなどして、個々の教員の現状把握を行ったうえで、適切な指導を行っている。

教員組織における業務分担・責任体制は、規則・規程等で明確に定めている。学科ごとに授業科目担当教員間において連携・協力体制を構築し、授業内容・教育方法の改善に関して組織的に取り組んでいる。

さらに、専任・兼任(非常勤)間における連携・協力についても、学科内合同会議(専任・兼任(非常勤)で構成)において、遺漏の無いよう心がけている。

## 基準4 学修成果

### 1 就職

近年、国、産業界等からの高等教育機関としての専門学校に対する要望、あるいは、期待に変化が生じてきている。例えば、平成 23 年 1 月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、「高等教育機関においては、職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業への円滑に移行させること、また、学生の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要に応えていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要」と指摘している。

このような各界の専門学校への要望・期待に対する一つの答えが、学生の就職状況だと言える。職業実践教育を目的とする専門学校にとって、学生が専門を生かした就職を達成することが最大の目標である。それが数値で現れるのが就職率であり、本校は、就職率 100%をめざし、全学挙げて取り組んでいる。

具体的期には、学生就職相談室の設置、学内就職説明会の開催、就職関連資料の収集、展示、就職担当教職員による個別面談などを行っている。

また、個々の学生の実習先の選択に当たっては、就職を視野に入れている。さらに、ボランティア、アルバイトの可能な学生に対しても、就職を念頭に入れた選択を指導している。

具体的な就職支援策としては、学内に学生就職相談室を設置し、資料収集、学生への周知、求人票のファイリング・閲覧体制の整備を行っている。また、定期的に学内就職説明会を開催している。

### 2 資格・免許の取得

本校は、社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条2に規定される介護福祉士の養成を行うため、同法第 39 条 1 により厚生労働大臣の指定を受けた介護福祉士養成施設であり、児童福祉法第 18 条4に規定される保育士の養成を行うため、同法第 18 条6第 1 項により厚生労働大臣の指定を受けた保育士養成施設である。

従って、介護福祉士の卒業生は、介護福祉士登録機関へ登録手続きをすることで、介護福祉士の資格を取得する。

子育て支援学科の卒業生は、保育士登録機関へ登録手続きをすることで、保育士の資格を取得する。



### 3 卒業生の社会的評価

本校は、専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合している学生を社会に送り出す役割を担っている。卒業生の社会的評価は、すなわち、本校の教育活動が、業界等の人材ニーズに叶っているかどうかの目安になると言える。

そのため、的確な社会的評価の収集は、教育活動を進める上でも不可欠なことである。卒業生の社会的評価を把握するため、卒業生の就職先の企業・施設・機関等を訪問するなどして、卒業生の評価の把握に努めている。

介護福祉科は、第1期卒業生を出してから、2013年(平成25年)3月で15年経たが、卒業生は、介護施設を中心に、特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設長、介護福祉士養成施設の教員をはじめ各方面で活躍している。

子育て支援学科は、第1期卒業生を出してから、2013年(平成25年)3月で5年とまだ日が浅いが、卒業生は保育施設、障害児施設等で活躍している。各審議会の委員に就任している卒業生もいる。

卒業生の社会的評価の把握方法について模索している。実習先・就職先に勤務している卒業生、あるいは、不定期に学校を訪れてくる卒業生等からの断片的な情報に頼っている現状から脱却して、より効率的、精密な情報収集手段が必要と認識している。

例えば、

①同窓会の設置

②メールサービス。氏名・住所・勤務先・役職等変更があれば、送信してもらうというシステムの構築、等を検討している。

## 基準5 学生支援

### 1 就職等進路

「基準4 学修成果」で触れたように、中央教育審議会、あるいは、文部科学省は、専門学校に対し、「職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業への円滑に移行させること、また、学生の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要に応えていくこと」を求めている。

それに応えるため専門学校は、教育成果の端的な現われとして就職を重視している。

職業実践教育を目的とする専門学校にとって、学生が専門を生かした就職を達成することが最大の目標である。それが数値で現れるのが就職率であり、就職率100%をめざし、全学挙げて取り組んでいる。

具体的期には、学生就職相談担当職員の設置、学内就職説明会の開催、就職関連資料の収

集、展示、就職担当教職員による個別面談などを行っている。

また、個々の学生の実習先の選択に当たっては、就職を視野に入れている。さらに、ボランティア、アルバイトの可能な学生に対しても、就職を念頭に入れた選択を指導している。

学生の就職活動の状況は、月例会合同ミーティング等で全教職員に周知している。

就職等進路支援担当は、求人票、企業のパンフレット、業界の合同就職説明会等の情報を学生に提供し、学内就職説明会の開催、個別の就職相談を行っている。就職情報についても、関連する業界等と常にコンタクトをとり、業界等が求めている学生の資質等の把握に努め、得られた情報を学生に伝えている。

履歴書の書き方、面接の受け方等就職活動のスキル、さらに、筆記試験や実技試験に関する知識技能について、関連授業等で学習している。

就職は、企業ならどこでも良いというものではない。いわゆるブラック企業と呼ばれている事業所も存在する。公的社会保険に加入していない、労働条件が明確でない企業などもある。本校は、卒業生たちが、福祉専門職として十分能力を発揮できる仕事であるとともに、生活面でも不安のないような職場に就職できるよう指導・支援している。

学生の中には、将来は、専門資格(介護福祉科は介護福祉士、子育て支援学科は保育士)を生かした職業に就くことを目指しているが、卒業後、社会福祉士の資格を目指す、あるいは、大学院へ進学してさらに専門性を高めたいという例もある。本校としては、このような志に対しても、できるだけ支援できるよう心がけている。

## 2 中途退学への対応

中途退学といっても2種類ある。第一の種類は、ネガティブな中途退学であり、経済的理由、健康面での理由、家庭の事情、意欲の減退・勉学についていけないなど能力上の理由など。第二の種類は、就職が決まったための中途退学。第二の種類は、問題がなく、ここでは、第一の種類について記述する。入学後できるだけ早急に全入学者の個別面談を担当教員が行っている。また、2年生についても、就職相談を兼ねて個別面談を担当教員が行っている。

意欲の減退・勉学についていけないなど能力上の理由などの場合は、担任教員のみならず学科教員全員で個別に、親身になって対応している。必要に応じて、保護者とも連携を図っている。

## 3 学生相談

学生の学校生活における悩みごとに対処するため、学生相談室を設置し対応している。配置している。また、クラス担任、学科主任等による面談も適宜実施している。

学生相談に当たる際は、相談記録票を作成し、5年間保存する。また、卒業生からの相談についても、できるだけ対応している。例えば、求人情報の提供、図書室の開放など。

留学生受け入れの実績はまだないが、受け入れることになれば、適切に対応する。

#### 4 経済的支援

学生たちが学習を継続するため、あるいは、学習に集中するためには、経済的不安を少しでも除去する必要がある。本校は、経済的支援を要する学生に対しては、日本学生支援機構奨学金制度や日本政策金融公庫教育ローン制度の紹介、手続き支援などを行っている。

また、授業料の分割納付も認めている。

#### 5 健康管理

学校保健法に基づき、毎年4月に全学生を対象にした健康診断を実施している。なお、教職員についても同時に実施している。

学生に対する健康教育にも力を入れている。本校の学生は、将来、高齢者、障害者、児童と接する職業に就くため、就職後も健康管理が習慣となるよう、在学中から教育している。

#### 6 学生寮等

以前存在していた学生寮は現在はない。今後必要になれば再び設置することも検討したい。

#### 7 クラブ活動

クラブ活動は特にないが、在校生同士の親睦・交流を目的とした「交流の日」という行事がある。この行事は、企画準備、当日の進行管理、すべて学生が自主的に実施している。

#### 8 保護者との連携

保護者の協力も大事なので、保護者からの要望・意見に真摯に対応している。個々の学生のうち、保護者へ連絡が必要になった場合、電話、郵便等で対応している。

#### 9 卒業生

学生を無事社会へ送り出した後も、彼ら卒業生との繋がりは続く。社会人となってからは、福祉教育、福祉現場と分かれるが、ともにわが国の福祉を支える役割を担うことになる。

福祉現場の第一線で働く卒業生は、学校から見て次のような存在である。

○在校生の実習先、また、就職先となってくれる。

○福祉現場ならではの情報を提供してくれる。

○卒業生の消息を伝えてくれる。

○周囲にいる介護福祉士・保育士を希望する若者等に、に学校の良さを伝えてくれる。

一方、卒業生から見て学校は次のような存在である。

○仕事上あるいは社会生活上の悩みごとの相談ができる。

○福祉関連学会の情報の提供を受ける。

○求人依頼

○卒業生の消息を伝えてくれる。

以上のように、学校と卒業生が協力依存しながら、わが国の福祉の向上に資することができる。そのため、卒業生の現況把握に努めている。

## 基準6 教育環境

### 1 施設設備

学校の施設設備は、文部科学省の専修学校設置基準に準拠し、学校教育に必要なものを完備している。すなわち、普通教室、実習室(介護、調理、裁縫)、音楽室、工作室、レクリエーション室、パソコン室、休憩室、談話室、保健室、相談室を設置している。各室の教育環境にも意を用いており、照明、暖冷房、換気、防災、防音等には万全を期している。

施設設備の補修・改修あるいは、機器・給配設備、電気ガス設備の安全・快適性等については、計画的に点検を実施している。また、介護実習等で使用する諸設備・備品、例えば、特殊寝台・入浴設備・車いす、冷蔵庫・炊飯器・ミシン、楽器等の安全・衛生面のチェックにも適切に対応している。

介護実習用の特殊寝台・入浴設備は、専修学校設置基準以上の高性能の機種を設置している。

子育て支援学科用の音楽機材も基準以上の質量を備えている。すなわち、グランドピアノなど21台のピアノ、各種管楽器を備えている。そのほか、ピアノ練習用個室が6室あり、きめ細かい個別指導を行っている。

パソコン室には40台のデスクトップ型パソコン、プリンター2台、大型のテレビ受像機1台を設置している。

図工室には、工作机5台、人形劇舞台1基、パネルステージセット1基、紙芝居舞台1基、版画ルーラー1基、イーゼル1基、練り板セット1台、画用紙乾燥棚1基、ロール紙整理ワゴン1台、スケール戸棚1基等を備えている。

各ホームルームには、大型のテレビ受像機があり、ビデオ教材に活用している。プロジェクター機器も備えている。

### 2 学外実習・インターシップ等

専門学校における学外実習の大切さを強く認識している。学外実習の実施に当たっては次の点を心掛けている。

- ①学習に最もふさわしい実習先の選択
- ②学生が各自の教育目標に合致した実習先の決定
- ③実習前に徹底的な事前学習

④実習期間中は、学生・実習先と頻繁に連絡を取り、計画通りの実習が行われているかチェックし、学生への助言、実習先への要望等行い所期の成果が上がるよう調整している。

### 3 防災・安全管理

大震災、暴風雨、洪水などによる教育活動への支障は絶対生じさせてはならないと認識している。基本方針は、まず、学生、教職員の身体生命の安全としている。そのため、建物の耐震化、施設設備の倒壊等による危険防止に心がけている。

施設設備の防災対策は万全を期している。さらに、本校には、調理設備、入浴実習設備があり、火災、ガス漏れ、水漏れ等の防止対策は適切に行っている。

防災マニュアル、校内の防災組織を編成し、教職員の役割分担、定期的な避難訓練を実施している。

教職員及び学生に対しAED(自動体外式除細動器)の使用方の講習を行っている。また、消防署から講師を招き、教職員及び学生向けに心肺蘇生技能の訓練も実施している。

防犯に関しては、教職員による校内見回り、戸締りの徹底を実行し、学生に対して、常に不審者に警戒するよう指導を徹底している。

暴風警報発令への対処法は、学生ハンドブックに明記し、防災訓練マニュアルに基づき、毎年防災訓練を実施。災害発生時の避難場所は、隣接している新宿区の公園(花園公園)を指定している。

## 基準7 学生募集

### 1 学生募集活動

学生募集は、専門学校にとって重要な活動であるばかりでなく、入学志望者に対し、事実に基づき本校の教育方針、教育活動、施設設備、講師陣、実習内容、就職実績、学納金などを伝えることは公の教育機関として義務であると認識している。入学志望者が理解しやすい表現を工夫している。

また、本校を目指す学習者にあらゆる方法・メディアを駆使して正しい情報を伝えることを使命と心得ている。

主な学生募集活動は、次のとおり。

- ①パンフレット、募集要領を作成し、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の高専へ郵送配布している。
- ②本校のホームページに学校の概要、募集要領、就職状況、卒業生の活躍状況などを掲載している。
- ③電話・メール・郵便等による問合せへ回答は、誠実に対応している。
- ④適宜、オープンキャンパス・体験入学の実施して、入学志願者に対して、パンフレットやホー

ムページでは伝えにくい本校の良さを体験していただいている。体験入学では、理事長・福祉担当理事の概要説明、模擬授業体験、授業見学、校内見学、個別入学相談などを実施している。

⑤高等学校を訪問し、直接進学担当の教職員の方に資料を基にPRしている。

学生募集活動においては、特に、教育活動の特徴、卒業生の活動状況、整った施設設備、強力な講師陣の紹介などアピールしている。

近年、厚生労働省は、雇用保険を受給できない人、学卒未就職者、自営業を廃業した人などのための新たなセーフティネットとして求職者支援制度を実施している。本校は、積極的にこの制度に賛同し、制度発足当初からこれらの入学者を受け入れている。

具体的には、平成21年4月からの厚生労働省の緊急人材育成支援事業(基金訓練)及びそれに続く平成23年10月開始の求職者支援制度に対し、他の福祉分野の専門学校に先駆けて参入し、再就職を目指す社会人に職業訓練の機会を提供している。

## 2 入学選考

入学選考は、入学選考要項に則り、実施している。

入学選考方法は、書類選考、筆記試験、面接試験により厳正に行っている。

入学選考基準は明確に定め、特に、育成人材像に合っているか、学ぶ意欲を強く持っているか、入学してから本校の教育方針を理解し、教育活動に適合しているかなどに重点を置いている。入学選考結果は、1週間以内に本人へ通知している。

## 3 学納金

学納金は、入学金、授業料、実習費、施設維持費、教材費等から構成されている。

学納金は、必要な経費を算出し、他の類似校の水準動向も調査のうえ、理事会で決定している。

入学金については、減免制度を設けている。また、授業料等の減免を行う特別小学生制度も存在する。両減免制度については、明確な基準を設け実施している。

# 基準8 財務

## 1 財務諸表

本校の定員は、介護福祉科、子育て支援学科、それぞれ、2年制、1学級40名であり、合わせて160名である。平成25年度当初の在籍学生数は、103名で、定員に対する充足率は64.3%であった。

本校の入学者は、従来の高校新卒者と厚生労働省の雇用保険制度における求職者支援制度を利用した求職者に大別できる。高校新卒者の入学者は、昨今の少子化、及び、大学入学率の上昇等により、減少している。求職者支援制度による入学者については、介護福祉は定員に満たず、子育て支援学科は定員を満たしている。結局、全体としての入学者数は、減少の傾向にある。

収入減に対して本校は、経費の切り詰めにより収支のバランスを取るよう努めている。

充足率が 64.3%となっているが、今後 100%を目指すことにより、消費支出比率改善を図りたい。

学校法人としては、流動資産と固定資産のバランスが良く、財務基盤は安定しているとみているが、なお一層、財務基盤強化に努めたい。

## 2 予算・収支計画

毎年度の予算編成及び執行計画は、寄付行為、予算管理規則、経理規則等に基づき、理事会における審議を経て決定し、適正に運営している。予算執行は、決裁区分を明確にして、理事長、担当理事が常に財務全体を把握できるようなシステムを構築している。

収支計画は、理事会の経営ビジョンを基に 5 年間の中期計画を立て、財務、人事、教育活動等の枠組みを策定している。その中では、国の福祉政策、特に、介護福祉士、保育士養成に関する方向性、専門学校に対する対応等について注視しながら、本校の進路について模索している。

## 3 会計監査

寄付行為に準拠して本校の監事 2 名による監査を実施し、その結果を監査報告書として理事会及び評議会へ提出している。評議会では、監査報告書に基づき検討を行い、その結果を、評議会意見として理事会へ提出している。

理事会は、監査報告書及び評議会意見を真摯に受け止め、改善事項を確認し、今後の学校経営に生かす努力をしている。

## 4 財務情報の公表

私立学校法の改正により、専門学校においても財務情報の公開、利害関係人からの開示請求が義務付けられた。本校は、財務情報公開規程、開示請求事務規程等を作成し対応することを検討している。

## 基準9 法令等の遵守

## 1 法令、専修学校設置基準等の遵守

本校は、学校教育法、私立学校法、及び、文部科学省の定める専修学校設置基準等関係法令に準拠して学校運営、教育活動を行っている。また、介護福祉科は、社会福祉士及び介護福祉士法に規定された指定介護福祉士養成施設であり、子育て支援学科は、児童福祉法に規定された指定保育士養成施設であるため、それぞれの法律の規程に基づき教育課程の決定等学科運営を行っている。

また、常に関係法令の改定に影響を与える中央教育審議会等の答申、審議内容・経過等についても、早めの対応をすべく、常時アンテナを張り巡らせている。

上記の関係法令等に準拠することを担保するため、必要な規則・規程・要綱等の整備を適切に行っている。具体的には、関係法令に準拠した監督、所轄庁への認可・届出書は適切に整備保管しており、法人寄付行為、学則等の基本文書は、関係法令により求められている事項については遺漏なく規定している。

専修学校設置基準に基づき定めることとされている教員組織、授業時数、授業科目、授業の方法、授業時数の単位数への換算方法、教員数、教員の資格等については、適切に定めている。

また、学校の校地及び校舎の位置は、教育上及び保健衛生上適切に定めている。

校舎には、専修学校設置基準に基づき必要な教室、教員室、事務室、保健室、図書室等を設置している。さらに、実習場として、介護実習室、入浴実習室、家政・調理実習室、図工室、音楽室・ピアノレッスン室、レクリエーション室、パソコン演習室等も完備している。

セクシュアルハラスメント等ハラスメント防止については、学校としての方針を明確化し、規則を策定して教職員に周知徹底している。周知方法としては、本校規則(写し)や関係官公署発行の啓蒙用のパンフレット、事例研究などを資料として教職員に配布しており、各種会議で説明等を行っている。

法令設置基準遵守規程(コンプライアンス規程)を策定し、教職員・学生に対するコンプライアンスの大切さの周知等を検討したい。

## 2 個人情報保護

本校は、学生、卒業生、入学志願者、教職員等の個人情報を多数保管している。それらの取り扱いについては、個人情報保護法及び本校の個人情報保護規程により適切に保管・処理している。

特に、電磁的記録媒体による個人データについては、漏えい、紛失等の事故がないよう万全を期している。

ホームページなど本校が開設するサイトには、極力、個人情報の開示は避けている。しかし、教職員の氏名等最小限の個人情報の開示を行うにしても、その運用には情報漏えい等に十分注意している。

本校は、学生、教職員等に対し、個人情報管理に関する啓発および教育を実施している。具



体的な取組みとしては、学生に対しては、ホームルームにおける教育、教職員等に対しては各種会議等における啓発活動を行っている。非常勤講師についても、講師会等において周知している。

### 3 学校評価

本校は、学校教育法及び同法施行規則により定められた学校評価を実施するため、校内に学校評価特別委員会を設置し、理事者・教職員で自己点検・自己評価を実施している。当該委員会は、自己点検・自己評価の結果を基に、本校の学校経営、教育活動について意見要望等を提起するため、設置するものである。本校は、委員会の意見要望等を、自己点検・自己評価の結果に反映させ学校評価報告書として結実させる。この段階で、自己評価報告書を成案化し、本校のホームページに掲載することにより公開する。

さらに、本校は、自己点検・自己評価、学校関係者評価を経て、第三者評価機関による第三者評価の受審を予定している。学校関係者評価については、幅広い分野からの意見を聞くため、実習先就職先企業、地域の社会福祉団体、地域の公的機関、卒業生等からの代表で構成する学校関係者評価委員会を設置している。

学校評価により明らかになった課題については、教育活動、学校運営等に適切に反映させる所存である。学校評価は、一過性ではなく定期的に反復実施し、本校の将来にわたる活動指針としたい。

### 4 教育情報の公開

専門学校の情報の公開については、学校教育法第133条により規定されている。本校は、情報の公開の意義を次のように捉えている。

①専門学校は、大学等と比べ認知度が低く、正しい情報が十分伝わっていない傾向がある。

生徒や保護者が進路決定の際、正しい選択が為されるような情報の公開は、専門学校、志願者、双方にとって不可欠である。

②専門学校は、学校教育法、私立学校法等の法令に定められた目的を遂行するため、どのような教育活動を実施しているか、社会への説明責任がある。その責任を果たす一手段として教育情報の公開が求められている。

③情報の公開をするためには、常に、教育活動、教育組織、学校運営等を自己点検・自己評価し、併せて、学校関係者の意見要望に耳を傾けることが必要であり、結果として、本校教育の質の向上に資することとなる。

④教育情報の公開に当たっては、科学的な根拠に基づいた情報の公開に努めるとともに、個人情報取り扱いについては十分意を用いるよう心掛ける。

具体的な教育情報の公開方法としては、学校のホームページに掲載する、パンフレットの作成、校内掲示、学校説明会等での発表等が挙げられる。

## 基準10 社会貢献等

### 1 社会貢献・地域貢献

本校は開校当初より、地域の一員として、地域コミュニティの醸成、地域福祉力の向上に努めている。具体的には、地元花園町会に加入し、介護施設や調理設備、レクリエーション室等の地域への開放を行っている。また、地域社会福祉協議会主催の福祉関連講習会に対し施設設備提供したり、講師派遣等を実施している。さらに、四谷地区住民協議会に加入して、地域の住民間の親睦交流活動に参加している。

具体的な活動内容は次のとおり。

- ①地域の福祉・教育団体への学校施設設備の開放～本校は介護福祉士養成施設として、介護施設、調理設備、裁縫設備等を備えている。これらの施設設備を地域の障害者支援施設、介護サービス事業所、外国専門学校の留学生等へ開放している。
- ②地域町内会への加入～本校の所在する地域は、花園町会という町内会組織があり、地域住民・法人の親睦、共助組織としてさまざまな活動を行っている。本校は、学校開設当時から花園町会の正会員となり、防災訓練、祭礼賛助等その活動に協力している。
- ③新宿区四谷地区の行政、コミュニティ団体、福祉教育団体等で組織する四谷地区住民協議会に加入して、地域のコミュニティ醸成の一翼を担っている。活動の一例を挙げると、内藤唐辛子の保存運動があるが、本校は、毎年、内藤唐辛子の種を植え込みで栽培することにより、その保存と観察に貢献している。
- ④本学園理事長が市内の障害者支援施設の理事長を兼ね、地域の精神障害者の社会復帰、生活支援活動に協力している。
- ⑤市内の特定非営利活動法人が経営する介護保険事業所に対し、事務所・設備を提供し、その活動を支援している。
- ⑥現在は一時休止しているが、本校の施設設備を提供及び保育士、小児科医等を派遣して、地域の子育て支援の場の提供を行った。
- ⑦新宿区社会福祉協議会の委託を受け、介護職員養成講座を実施した。
- ⑧厚生労働省基金職業訓練実習演習コース(介護ヘルパー養成科)を受託し実施した。平成21年10月19日には、当時の長妻厚生労働大臣が来校し、訓練を視察した。
- ⑨平成22年4月から、介護福祉科において、厚生労働省の緊急人材育成就職支援基金(職業訓練)の訓練生の受入れを開始した。訓練生は、2年間の正規の介護福祉士養成課程を修了し、介護福祉士資格を取得して、介護施設で活躍している。(制度の名称は現在、求職者支援制度と改称している)
- ⑩平成23年4月から、子育て支援科において、厚生労働省の求職者支援訓練の訓練生の受

入れを開始した。訓練生は、2年間の正規の保育士養成課程を修了し、保育士資格を取得して、保育所、障害児施設等で活躍している。

## 2 国際交流

本校に留学生を体系的に受け入れることはまだ行っていない。過去に、介護福祉科に韓国籍の学生、子育て支援学科に中国籍の学生を受け入れ、それぞれ、2年間の正規の養成課程を修了し、介護福祉士、保育士資格を取得したという事例はある。

ただ、留学生を受け入れを強化するという国の方針もあり、本校としても、国際交流の重要性を認識している。具体的には、平成26年に入って国が打ち出した「在留資格」による外国人介護研修生の受入れ構想に注目している。これは、EPA(経済連携協定)による外国からの介護福祉士受け入れ計画が所期の目的を達していないため、それを補完するものとして考えられた外国からの介護職員の受入れ構想といえる。

東京国際学園が経営する東京外語専門学校と東京国際福祉専門学校が有機的に連携して、国際交流の実を挙げたい。その体制として、法人本部内に国際企画広報室を設置し、担当理事の配置を行っている。

## 3 ボランティア活動

本校は、学生のボランティア活動を積極的に推奨、支援している。ボランティア活動は、学生自身の自由意志による他者や社会に対する非営利の貢献活動のこと。学生は、ボランティア活動を通じて他者を思いやり、一つの目的に向かって仲間とともに仕事をやり遂げる充実感を学ぶことができる。特に、福祉の専門家を目指す本校の学生にとって、授業(座学、演習等)の学びを実感、体得できる絶好の機会といえる。

本校には、校内外から多くのボランティア活動の情報が寄せられる。それらを掲示、ホームページの時間等で学生に知らせ希望者を募っている。ボランティア活動は、熱意や志だけで行うことは危険なことである。その活動の主催者、対象者、目的・目標等を十分理解して、協調性、安全性、効率性などについての事前学習が必要となる。当日の健康管理、服装、持ち物等の指導も含め、学校としてもできるだけ支援指導を行っている。

また、ボランティア活動に伴う事故対応についても、いわゆるボランティア保険の加入についても慰労のないよう対処している。

ボランティア活動に係る記録を整備し、ボランティア活動全般の把握と、将来のより良いボランティア活動の情報蓄積を行っている。